

ペットを飼っている方へ

犬や猫の飼い方を 考えてみましょう

犬や猫の飼育について、飼い主がルールを守って飼育していくことは大切です。生き物を飼育することは飼い主も義務や責任を負うこととなります。飼い主が行うべき手続きや考え方を犬と猫それぞれ紹介します。

犬の飼い方

① 犬の登録

飼育している全ての犬は、市へ登録が必要です。他の市町村から転入した犬も届出をしてください。

※登録料3,000円(転入は除く)



② 狂犬病予防注射の接種

毎年1回の狂犬病予防注射の接種を受けさせてください。病気や老衰で獣医師が接種困難と判断した時は、注射猶予証明書を獣医師に交付してもらい、市へ提出してください。

③ 狂犬病予防注射済票

予防注射の接種と併せて注射済票の交付が必要です。個別に動物病院で接種した時は、そのまま市役所で交付を受けてください。

※交付手数料550円

※今年度注射済票が未交付の飼い主の方へ12月に督促通知を送っています。2月中に必ず届出をお願いします。

④ 各種登録の変更届

犬の情報を台帳管理しています。飼い主の変更、市内での住所変更、犬が亡くなった時は30日以内に市へ届出をしてください。

⑤ 無駄吠え・噛みつき防止

無駄吠え・噛みつきなど、近所や他人に迷惑が掛かると、飼い主に大きな責任がのしかかります。普段から散歩などをさせてストレスを溜め込ませないように運動をさせてください。散歩中にしたフンは必ず持ち帰って処分することもマナーです。

猫の飼い方

① 室内飼育

猫はエサが十分に与えられれば、特に広い生活空間は必要としません。屋外飼育をすると交通事故にあう危険性が高まり、ふん尿による近所トラブルが発生する恐れがありますので、やめましょう。

② 迷子対策

猫は犬と異なり、鑑札や注射済票といった猫や飼い主を



特定する物がありません。迷子になった猫が保護された時や、交通事故にあった時などに速やかに連絡を取ることが出来るよう、「迷子札を付ける、または首輪に連絡先を書く」などの対策を普段から必ずしてください。

③ 野良猫のエサやり禁止

全国的に野良猫の繁殖が問題となっています。「飼い主がいないからかわいそう」とエサを与えるると野良猫はそこに居座り、周辺にフン尿やいたずらをして、さらに繁殖を続けてしまいます。つまり、野良猫にエサを与えることは、飼い主になることです。野良猫が近所迷惑の行為や望まない繁殖をしないための処置を行えないなら絶対にエサを与えないでください。

犬や猫の不妊去勢 手術費助成制度

望まない繁殖を防ぐ方法として、不妊・去勢手術があります。市では、手術を推進するため表のとおり、手術費の助成を行っています。手続きは次のとおりです。

① 動物病院で、手術の予約を取ります。

※市と協定を結ぶ病院に限り、HPまたは市へ確認してください。

② 市へ印鑑を持参して助成券の交付を申請してください。

③ 手術日に動物病院の受付に助成券を渡します。請求金額からは助成金額が差し引かれます。

【助成額】

	不妊手術	去勢手術
犬	6,000円	4,000円
猫	4,000円	3,000円

■ 問い合わせ

市民生活課 生活環境担当
(内線131・132)